

今後のサービスセンターのあり方について

一般財団法人北区勤労者サービスセンター
理事長 三浦正久(北区商店街連合会 前会長)

一般財団法人豊島区勤労者福祉サービスセンター
理事長 水島正彦(豊島区副区長)

会員の皆様におかれましては、日頃より格別のご愛顧を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、これまでの会報誌などのご案内のとおり、北区と豊島区の勤労者サービスセンターの広域化につきましては、北区、豊島区及び両区の勤労者サービスセンター事務局が協力して具体的な協議を進めてまいりました。

両区勤労者サービスセンターの合併について合意した事項を確認するため、それぞれの理事会、評議員会を経て、さる平成23年11月18日(金)に、北区、豊島区両区長立ち会いのもと、合併覚書を締結いたしました。

この合併覚書の主な内容は、次のとおりです。

- 合併方法は、一般社団法人法の規定に基づく新設合併とする。
- 合併法人の名称は「一般財団法人東京城北勤労者サービスセンター」とする。
- 主たる事務所は豊島区内、従たる事務所は北区内に設置する。
- 合併期日は、平成24年4月1日を目途とする。

この他、合併法人の評議員、理事、監事の定数、合併時の出捐金などとなっております。

そして、今後の進め方として、事業の共通化を図るため、会報誌の共同発行及び共同事業を実施することも合併覚書に盛り込まれております。

合併法人の事業につきましては、会員の皆様にご不便をお掛けすることのないよう、両区勤労者サービスセンターの事業を取り入れることを方針とし

ております。今後も、両区勤労者サービスセンターの事務局が連携し、共同事業を積み重ねながら、更なるサービスの充実、向上に努めてまいります。

今月号の会報誌では、主な共同事業として「区内・豊島区内共通そば店特別割引券」「秩父いちご狩り券」そして、「会社のメンタルヘルズ講座」をご案内しておりますので、ぜひ、多くの会員の皆様にご利用いただければと存じます。

今後は、合意されたスケジュールにそいまして、4月の合併に向けて、準備を着実に進めてまいります。

1月には、法律に基づく合併契約書を両区勤労者サービスセンターの理事会において決議し、締結することとなります。

会員の皆様におかれましては、今後ともご理解、ご協力を賜りますよう、なにとぞ、よろしくお願い申し上げます。



合併覚書調印式(平成23年11月18日北区役所にて)
左から三浦理事長、花川北区長、水島理事長、高野豊島区長



会報誌 **げんきタイム** をよろしくお願ひします。

今号は、北区及び豊島区の勤労者サービスセンターが共同発行する会報誌第2号でございます。今回の表紙は、豊島区勤労者サービスセンターで使用している「ふくろう」をイメージしております。



キックちゃん